

## 外国人登録制度廃止に向けた手続きのため、外国人の方に「仮住民票」を送付します

**問合せ先** 市役所市民課(西館1階) ☎51・2270 <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/simin/gaikokukaisei.html>、5月7日から専用コールセンター開設(☎51・2274)

「出入国管理及び難民認定法」と「住民基本台帳法」の改正に伴い、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人の方も住民票の対象となり、7月9日以降は住民票の写しを発行できるようになります。これに先立ち、現在登録されている外国人の方の居住地あてに、5月下旬に「仮住民票」を送付します。仮住民票は、平成24年5月7日時点の外国人登録情報をもとに作成するものです。必ず内容を確認していただき、変更点がある方は、外国人登録の変更手続きを行ってください。変更点のない方は手続き不要です。また、日本人と外国人が同じ世帯にいる場合は、世帯主あてに「世帯状況確認通知」を送付します。世帯主や続柄を変更する場合は、変更手続きを行ってください。※続柄を証明する書類が必要となる場合があります

**対象** 在留期間が3か月を超える在留資格がある方(短期滞在の方や在留資格がない方は対象外)※平成24年5月7日時点でオーバーステイ(不法滞在)になっている方には仮住民票を送付しません。至急、在留期間更新の手続きを行ってください

**その他** 在留期間更新の手続きなどをせず、住民票が作成されない場合、国民健康保険や印鑑登録などを使用できなくなる場合があります

### ■居住地変更の届出を土曜日も受け付けています

**とき** 4月の土曜日午前9時〜午後0時30分 **ところ** 市民課 **その他** 月々金曜日も通常どおり受け付けています

## 固定資産税額の計算方法(土地の住宅用地に係る据置特例)が変わりました

**問合せ先** 資産税課(☎51・2215)

平成24年度税制改正により、土地の住宅用地に係る税額の計算方法が変わりました。今回の改正では、住宅用地の特例率(小規模分6分の1、一般分3分の1)は変わりませんが、本来の課税標準額に対する前年度課税標準額の比率(負担水準)が80%以上100%以下の場合、前年度課税標準額を据え置くという特例措置が廃止されます。なお、経過措置として平成24・25年度については、次の措置が講じられます。

- 負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置きます
- 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本来の課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とします(本来の課税標準額の90%が上限)

下表の要件に当てはまる場合は、5月中旬に発送する納税通知書に反映されます。また、都市計画税についても同様に計算されます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本来の課税標準額(新しい評価額} \times \text{住宅用地特例率(1/6または1/3))}}$$

### ■改正による変更

負担水準区分	課税標準額
90%以上 100%未満の方	<p>【平成24・25年度】 前年度の課税標準額と同額</p> <p>【平成26年度】 前年度の課税標準額+本来の課税標準額×5% ※計算の結果、本来の課税標準額を上回る場合は、本来の課税標準額とする</p>
90%未満の方	<p>【平成24・25年度】 前年度の課税標準額+本来の課税標準額×5% ※計算の結果、本来の課税標準額の90%を上回る場合は、90%を上限とする</p> <p>【平成26年度】 前年度の課税標準額+本来の課税標準額×5%</p>

## 穂の国とよはし芸術劇場「プラットフォーム」の施設使用予約を開始します

問合先 市役所文化課(西館3階 ☎51・2873)

来年5月の開館を目指し、豊橋駅南側(西小田原町)に建設中の芸術文化交流施設の正式名称が、「穂の国とよはし芸術劇場」に決定しました。穂の国とよはし芸術劇場「プラットフォーム」の施設使用予約は左記の日程で受け付けます。

### ■先行予約受付

一般予約に先立ち、芸術文化の振興に寄与する公演などを対象に、先行予約の受け付けを行います。

### ■主ホール、アールスペース、創造活動室A・B

使用年月	先行予約受付期間	一般予約開始日
平成25年5月～9月	平成24年5月1日～10日	平成24年7月2日
平成25年10月～12月	平成24年8月1日～10日	平成24年10月1日
平成26年1月～3月	平成24年11月1日～12日	平成25年1月4日
平成26年4月～6月	平成25年2月1日～12日	平成25年4月1日

### ■創造活動室C・D・E・F・G、研修室大・小

使用年月	先行予約開始日	一般予約開始日
平成25年5月・6月	平成24年8月1日	平成24年10月1日
平成25年7月～9月	平成24年11月1日	平成25年1月4日
平成25年10月～12月	平成25年2月1日	平成25年4月1日

**対象** 本市の芸術文化の振興に寄与する公演・事業(優れた舞台芸術・伝統芸能・音楽芸術などの公演、芸術文化に関する特色のある創造事業や人材育成事業、青少年育成事業など)

**申し込み** 主ホール、アールスペース、創造活動室A・Bは先行予約受付期間内に、先行予約依頼書と事業計画書(様式は自由を、その他の諸室は先行予約開始日以後に、先行予約依頼書を直接、市役所文化課※先行予約依頼書は文化課またはホームページ(<http://www.city-toyohashi.aichi.jp/bunka/>)で配布

### ■一般予約受付・抽選

**とき** 上表の各一般予約開始日(文化事業については午前10時、その他の事業については午前11時)※時間に遅れた場合は抽選会に参加できません **ところ** 公会堂1階(八町通二丁目) **その他** 文化事業を優先し、希望日時が重複した場合は抽選。抽選会終了後は、文化課で受け付け(先着順。電話可※電話での申し込みは仮予約で、1週間以内に本申請が必要)

## アイプラザ豊橋(講堂、小ホール)の予約受付

問合先 市役所文化課(西館3階 ☎51・2874)

現在、アイプラザ豊橋は、改修工事などで休館中です。改修後の来年4月1日からは、運営が愛知県から市に変わりますが、事前に講堂、小ホールの予約を受け付けます。

### ■予約受付・抽選

**とき** 5月1日(火)午前10時※時間に遅れた場合は抽選に参加できません

**ところ** 公会堂1階(八町通二丁目)

**対象施設** 講堂、小ホール **利用期間** 来年7～9月 **その他** 希望日時が重複した場合は抽選。抽選終了後は、文化課で受け付け(先着順。電話可※電話での申し込みは仮予約で、1週間以内に本申請が必要)



えいせいのか豊橋

## シティプロモーション通信

### シティプロモーション事業補助金・認定事業の募集を行います

問合先 シティプロモーション推進室

(☎51・2179)

民間団体などが行う豊橋市の都市イメージや集客力を高める事業を応援するため、補助金を昨年に引き続き交付します。また、今年度からは民間団体などの行うシティプロモーション活動を積極的に支援するため、新たに認定事業制度を創設します。

**対象** 法人格のある団体、任意団体など(団体の所在地は不問。個人は不可)が行う、市のシティプロモーション活動に貢献する事業で、新たに実施す

る事業または既存の取り組みを拡大して実施する事業(補助金の対象は新規と拡大部分のみ) **申し込み** 6月15日(必着)までに応募書類を市役所シティプロモーション推進室(東館6階 〒440-8501住所不要 ※応募書類・応募要綱はシティプロモーション推進室 じょうほうひろば、首都圏活動センター、カリエビル、各地区市民館 ホームページ(<http://www.city-toyohashi.aichi.jp/citypromotion/>)で配布